

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度

24年度・25年度適用実績推計方法

24年度適用実績

当該税制優遇措置の申請の添付書類に用いられることがある「障害者等雇用状況証明」を申請した事業所は47事業所に対し、当該税制の適用の有無、機械建物の適用件数、特別償却限度額、法人税率についてアンケート調査を実施（19事業所から回答）

そのうち14事業所について税の優遇措置の適用があった。

【アンケート回答のあった14事業所の実績】

機械建物の適用件数は、以下のとおりであった。

・機械等238件 建物等91件…

減税額は、アンケート回答で把握した各事業所の特別償却限度額と各事業所の法人税率により計算した結果、

・減税額5,625千円…

【未回答28事業所に係る実績の推計】

未回答の28事業所について、以下の方法により適用事業所数を推計

・回答のあった19事業所のうち、適用有が14事業所、適用無が5事業所であったことを踏まえ未回答の28事業所のうち適用があったものを以下のとおり推計。

： $28 \times 14 / 19$ 21事業所…

税の優遇措置の適用があった14事業所の機械建物の適用件数 減税額の平均はそれぞれ

・適用件数

：機械等 約17件 建物等 約7件…

・減税額 約402千円…

以上を踏まえ、21事業所の適用件数、減税額をそれぞれ以下のとおり推計

・ $\times 21$ 事業所で機械等が357件、建物等が137件…

・ $\times 21$ 事業所で減税額が8,438千円…

【適用実績推計】

以上から全体の適用実績を以下のとおり推計

14（アンケートから把握した適用事業所数） + = 適用事業数が35事業所

+ = 機械等が595件、建物等が228件

+ = 減税額14,063千円（14百万円）

25年度適用実績

上記と同様の方法で算出した23年度適用実績は

：28事業所 機械等415件 建物等180件 減税額10百万円

25年度の適用見込みは23年度と24年度の実績の平均とした。

・25年度適用見込み

適用事業所数： $(28 \text{ 事業所} + 35 \text{ 事業所}) \div 2 = \underline{32 \text{ 事業所}}$

機械等： $(415 \text{ 件} + 595 \text{ 件}) \div 2 = \underline{505 \text{ 件}}$

建物等： $(180 \text{ 件} + 228 \text{ 件}) \div 2 = \underline{204 \text{ 件}}$

減税額： $(10 \text{ 百万円} + 14 \text{ 百万円}) \div 2 = \underline{12 \text{ 百万円}}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (国税12) (法人税:義 所得税:外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>障害者雇用割合が50%以上 1 障害者雇用割合が25%以上 1かつ障害者を20人以上雇用 1 20人以上 2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者 3の割合が50%以上 2(法定雇用率を達成しているものに限る)</p> <p>のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) 2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) 3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>〔要望の内容〕</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成26年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を3年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成25年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	3年間の延長
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>〔租税特別措置等により実現しようとする政策目的〕</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成24年6月現在1.69%と前年比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率2.0%まで達していないため、障害者雇用者数がさらに伸びることが必要である。</p> <p>本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用に維持・拡大することを目的としている。</p>

			<p>〔政策目的の根拠〕 障害者雇用促進法第 43 条(一般事業主の雇用義務等) 障害者雇用促進法第 46 条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)</p>
		政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 : 意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること。 施策目標 3: 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3 - 1: 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標 : 障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標 1: 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1 - 2: 障害者の雇用を促進すること</p>
		達成目標及び測定指標	<p>〔租税特別措置等により達成しようとする目標〕 法定雇用率 2.0%の達成</p> <p>〔租税特別措置等による達成目標に係る測定指標〕 「障害者雇用状況報告」(年 1 回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>〔政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与〕 平成 24 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>平成 25 年度(見込み) 32 事業所 機械等 505 件、建物等 204 件 平成 24 年度 35 事業所 機械等 595 件、建物等 228 件 平成 23 年度 28 事業所 機械等 415 件、建物等 180 件</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果 適用件数 45 事業所 適用総額 396 百万円(割増償却額)</p>
		減収額	<p>平成 25 年度(見込み): 12 百万円 平成 24 年度: 14 百万円 平成 23 年度: 10 百万円</p>
		効果・達成目標の実現状況	<p>〔政策目的の実現状況〕(分析対象期間:平成 24 年 6 月 1 日)</p> <p>平成 24 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.4%(約 1 万 6 千人)増加し、約 38.2 万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡</p>

			<p>大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与したものと言える。</p> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成 24 年 6 月 1 日) 平成 24 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.4%(約 1 万 6 千人)増加し、約 38.2 万人となっている。</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成 24 年 6 月 1 日) 平成 24 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の伸びが鈍化することが見込まれる。</p> <p>(税込減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成 24 年 6 月 1 日) 平成 24 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.69%であり、前年の 1.65%から 0.04 ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況が厳しく、設備投資を行う場合にはその年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが</p>

		<p>難しい。障害者雇用に関しては、地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
10	有識者の見解	<p>平成25年3月に出された労働政策審議会意見書において、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに当たっては、企業に対する大幅な支援策の充実を進めつつ実施することが必要とされており、引き続き設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	